

妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業
自治体職員向けQ&A(追加版 Ver2)

令和7年3月19日
こども家庭庁成育局成育環境課

関連 番号	分類	質問 (Q&A2月27日追加版Ver1への質問)	再回答
4		<p>①出産・子育て応援交付金事業の経過措置による出産・子育て応援給付金の支給、②妊婦支援給付金、③妊婦等包括相談支援事業、④妊婦のための支援給付事業補助金の交付要綱及び実施要綱の提示を早急にお願したい。</p> <p>実施要綱や給付事務マニュアルを国が示さない場合、市区町村独自に実施要綱を定めることは問題ないか。</p>	<p>① 出産・子育て応援交付金事業の経過措置による出産・子育て応援給付金の支給に関する交付要綱及び実施要綱については、改訂したものを3月末までに案を提示し、予算成立後に正式に発出する予定です。</p> <p>② 妊婦支援給付金については、交付要綱案を3月18日付事務連絡にて送付させていただいています。実施要綱については、法定給付となり、子ども・子育て支援法及び同施行令に、支給要件や申請書の記載事項等が定められることとされており、また、12月20日にお示した事務フロー並びに様式例を基に支給していただくことが可能であること、加えて、申請の方法や認定や取消の通知等について、従来のお産・子育て応援給付金の運用により引き続き対応する市町村が多いこと等から、妊婦支援給付金の実施要綱は策定しません。</p> <p>③ 妊婦等包括相談支援事業の交付要綱及び実施要綱については、全国こども政策主管課長会議資料でお示ししております。</p> <p>④ 妊婦のための支援給付事業補助金の交付要綱及び実施要綱については、3月末までに案を提示する予定です。</p> <p>妊婦支援給付金の実施に関する取扱いについて市区町村独自に実施要綱や給付事務マニュアルを定めることは差し支えありませんが、法令及び国からの通知等を超えた取扱いはできません。</p>
37		<p>3回の対面での面談(電話等)の実施が補助対象となる場合、「出産前」の対応をして、アンケートを実施し、面談を希望されない方はアンケートの回収のみをもって1回の面談としてカウントしても良いか。</p>	<p>府令において、面談(映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。)又はこれに準ずる方法としており、アンケートを実施し、その回収をもって面談を実施したことにはなりません。なお、面談の実施確認や面談の実施に要する経費については、利用者支援事業(妊婦等包括相談支援事業型)の補助対象となります。</p>
44		<p>国が作成された妊婦のための支援給付に関するチラシを全ての妊婦さんに配布することになるでしょうか。「知らなくて申請が出来なかった」という事態を防ぐために全員に配るべきでしょうか。</p> <p>また、流産等の場合にも、妊娠の事実が確認されていれば給付対象となるため、「流産等の場合のチラシ」も対象者に配るべきでしょうか。4月から配付したいため可能であれば早急に拝見したい。</p>	<p>令和7年4月1日の施行に向けて、リーフレットを作成し、こども家庭庁HPに掲載する予定です。医療機関にも同様に周知し、特に流産等の方へは別途案内していただくことを依頼しています。市区町村においては、国が作成したリーフレットを市区町村が加工できる媒体で準備予定ですので、ご活用ください。なお、独自に制度概要の案内を作成している自治体において、重ねて本リーフレットを配布していただくことは想定しておりません。</p>
45 60		<p>申請日から認定をする間に他の自治体に転出した場合は、市町村の区域内に住所を有しないため認定行為が不可能(法的には認定取消の対象)と考えます。国の示した内容は「申請や届出が受理できたものは認定日までに転出しても転出元自治体が支給する」という説明と受け取れますが、この理解で良いか改めて確認したいです。</p> <p>不備のない状態の妊婦給付認定申請や胎児の数の届出を受け付けた後、審査をし、認定または支給決定を行います。認定日・支給決定日はいつになるでしょうか(申請日に遡って認定等するのではなく、自治体側の審査を行い、認定等した日でのよいでしょうか。)申請があってから審査・認定するまでに時間を要するため、その間に転出があった場合でも転出元自治体が支給することになり、認定日及び支給日は取消日の後になりうる場合があることでも差し支えないとの考えでよいか。</p> <p>また、2回目給付が終わる前に転出した妊産婦について、妊婦給付認定を取り消さない場合は市町村に支払い義務が存置されるとあるが、支払い義務が存置された場合でも、胎児の数の届出がない限り市区町村は支給義務を負わないため、実質は影響がないが、転出した場合に認定を取り消す処理や通知または自動的に取り消されることを説明しておくことを促しているか。</p>	<p>転出入時の転出先自治体や転出者の負担に鑑み、「申請や届出が受理できたものは認定日までに転出しても転出元自治体が支給する」取扱いとしています。認定日・支給決定日は、認定又は支給決定を行った場合に、当該認定等した日となります。</p> <p>不備なく申請・届出を受け付けた場合には、速やかに認定・支給決定を行っていただくものと承知しております。申請受理から認定までの期間内において転出が生じてしまった場合においても基本的には認定していただいた後速やかに取り消していただくものと想定しています。</p> <p>「転出した場合に認定を取り消す処理や通知または自動的に取り消されることを説明しておくことを促している」という点はお見込みの通りです。</p>

45 78 91 104	<p>追加 QA の回答の中で、「※申請に不備があり再申請や不備の修正を求めている間に転出した場合は、受理したものとは認められない。」とありますが、この「不備の修正」についてお尋ねします。省令に定める妊婦給付認定申請事項や胎児の数の届出事項に不備がない場合であっても、口座情報に不備があり、何らかの修正ないし追加提出を求めている間は「不備の修正を求めている間」といえるでしょうか。</p> <p>口座情報は省令上の認定申請事項及び胎児の数の届出事項ではないとの考えの前提です。また、口座情報以外に不備がないため受理し、口座情報の修正を求めている間に住民票をおいたまま海外に引っ越しする場合、修正が間に合わないため現金や小切手での支給を求められた場合に対応しなければならないか。</p> <p>さらに、住民票があるままなので認定の取消はできず、支給が出来ていない状態は申請不備ではないとの解釈により支払いを留保し続ける必要があるとの取り扱いか。</p>	<p>口座情報の不備が明らかになるのは、口座振込を行う時点になると考えられることから、この段階において、転出が生じた場合であっても、引き続き支払いをしていただく必要があると認識しています。</p> <p>なお、現金は支払いの方法として法律で規定されている以上、現金での支給を求められた場合にはいかなる理由であれ対応する必要があります。</p> <p>住民票を存置したまま海外転出した場合に、支払いが実質的に行えない場合には、支払いを留保し続ける取扱いになります。</p>
45 相続	<p>妊婦が出産予定日の8週間前に死亡した場合、胎児の数の届出は出産予定日の8週間前を待たずして遺族が届出可能との解釈で間違いはないか。時効の起算日はいつか。また、認定者である死亡した妊産婦は認定を取消して相続者を再認定することになるか。また、遺族からの申請を受けて支給することのことが、相続者が遺族内で決まっていなかった場合に誰から申請を受け誰に支給することになるのか。その場合、どこの市区町村が申請を受けることになるのか。</p>	<p>出産予定日8週間前に妊婦が死亡した場合、時効の起算点は妊婦死亡日となります。</p> <p>また、妊婦のための支援給付も含め、相続される財産は遺族内で調整されるべきものであり、その整理に則って、当該妊婦の住民票があった市町村からお支払いいただくこととなります。</p>
48 91 様式	<p>「妊婦給付認定通知書」や「妊婦支援給付金」の支給決定通知について、「行政不服審査法事務取扱ガイドライン(R4.6)総務省行政管理局」によりますと、「申請に対する処分について申請どおりの処分をする場合には、一般に、当該処分の相手方には不服申立ての利益はないと考えられるから、当該処分は不服申立てをすることができる処分には当たらず、教示を要しないと考えられる。」とあるため、教示文の記載は予定しておりませんが、必要でしょうか？</p> <p>それとも、以下①～④の全てが行政処分に該当し、それらの通知文書には教示文が必要との認識でしょうか。</p> <p>①妊婦給付認定における認定及び却下 ②妊婦給付認定の取消 ③妊婦支援給付金の支払い(支給決定) ④妊婦支援給付金の不支給</p> <p>また、12月20日示された各様式例は例示であり、申請書様式の同意欄に、「医師による胎児心拍の確認がされていること」や、公金受取口座利用のためのチェック欄(口公金受取口座への振込を希望します。)等を自治体独自で追記することは問題ないでしょうか。</p>	<p>胎児の数の届出について、争いがある可能性が否めないことから、様式例において教示文は記載するものですが、あくまで様式例は例示であり、法令やお示しのガイドラインを踏まえ、地方自治体において独自に様式を定めることは差し支えありません。</p>
54 55	<p>「他の手続き同様代理人による申請は可能」における代理人の指すものは何か(法定代理人でしょうか。この場合、一方で QA56、57 に記載の未成年の妊産婦による申請は可能としていますがその関係はいかがでしょうか。)、また、代理人の範囲の制限はあるか、代理人による手続きが認められる条件はあるか、その手続きの範囲に制限はあるかご教示ください。</p> <p>また代理人が手続きを行う際、一般的には委任状等の書類による権限の委譲がなされるかと思われませんが、その必要はありますか。</p>	<p>代理人による申請とは、妊婦本人から委任を受けた申請代理人を示しています。一般的に委任状により委任を受けた者が行う他の手続きと同様です。委任の範囲において、一般的に委任状に記載がある内容の範囲で代理人が申請手続きを行うものと考えますが、委任状に法令等を超えて記載があった場合には、その申請手続きは行えないものと考えます。この場合、例えば、本人以外に支払うことが委任状に記載されていた場合でも、本人以外に支払うことは法令上認められません。</p>
60	<p>Q60 の回答で「妊婦が転入した場合は、妊娠届を再度提出されるものと承知している」とある。ここで指す妊娠届は何を指しているか。広義の意味での妊娠届(転入妊婦を把握するための届出等妊婦である告知。妊婦受診券の申請等も含む。)または狭義の意味の妊娠届(母子保健法の妊娠の届出の内容を再提出)か。</p> <p>広義の場合は記載事項が少なく、認定申請の項目が不足するがどのように扱えばよろしいか。狭義の場合、母子保健法第15条による定めでは「妊娠したものは速やかに市町村長に妊</p>	<p>追加 Q&A60 に記載した転入の際の妊娠届は、妊婦が転入して来た際の妊娠している事実の告知を示したものです。市区町村は転入があった場合に、妊婦への支援に必要な妊娠の事実の確認について案内をするなど、事実の把握に努めていただいているものと承知をしています。</p> <p>なお、転入してきた妊婦の妊婦給付認定申請にあたっては、転入元の母子健康手帳の記載内容や転入の際の広義の意味での妊娠届で申請項目が確認できる場合には、確認欄を設けることでも差し支えありません。</p>

		<p>娠の届出をしなければならない」と定めているのみであると認識していることから、当市では転入者に再提出は求めていない。一方で、母子健康手帳の作成及び取扱い要領(厚生省児童家庭局長通知)において母子健康手帳の転出入の取扱いが規定されていることから、母子健康手帳については移管されている。狭義の場合においては、妊娠届を再提出までは求めずとも、妊婦給付認定の届出書に「母子健康手帳に記載の内容と同じ」の確認欄を設けることにより、記載省略の対応をしてよいか。</p>	
62 66 省令		<p>妊娠届(個人番号記載済み)が提出されている場合、妊婦給付認定申請で個人番号の入力は省略できる運用は可能か。省略できる場合、電子での申請においても同様の運用が可能と考えてよいか。</p>	<p>追加 Q&A 省令の 5 番目に可能と回答しているとおり、電子申請の際に個人番号の入力の取扱いについて、妊娠の届出に個人番号が記載されている場合、妊娠の届出と妊婦給付認定申請の必要項目は同一であるため妊婦給付認定申請の個人番号を省略することは差し支えありません。また、同様に、妊婦給付認定を受けた者が胎児の数の届出を行うことから胎児の数の届出においても省略できるものとするが、胎児の数の届出内容を規定した省令事項において、個人番号は届出項目としない(求めない)こととしたので改めてお知らせします。</p>
62 66 省令		<p>産後に転入した場合など、妊娠の届出を提出せずに行う妊婦給付認定申請については、個人番号を省略する取扱いはできないということによいか。また、オンライン申請を活用する場合、申請フォームが個人番号に対応していないことがある。この場合は、認定申請を紙で受け付ける必要があるのか。入力項目に「市が個人番号の照会をすることに同意する」チェック欄を設けて、個人番号の記入を省略し申請させることに可能か。</p>	<p>妊娠の届出がないことにより、個人番号の記載が確認できない場合には、妊婦給付認定申請書に個人番号を記載していただく必要があります。なお、入力項目に「市が個人番号の照会をすることに同意する」チェック欄を設けることについては「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、個人情報保護委員会から示されている「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」等に基づき適切にご対応ください。</p>
69 71		<p>QA71 において、妊婦給付認定における妊娠とは「受診した産科医療機関の医師等が胎児心拍を確認したこと」と定義しています。一方で追加 QA69 の中では、妊娠届出を未提出であっても「妊娠 12 週以降の死産は対象となります」、「死産の場合は、…死産届により妊娠していた事実があったと判断できるものと考えます」との回答がありました。</p> <p>確かに妊娠 12 週以降の死産であれば、胎児心拍はあったものと推定できる一方、産科医療機関で胎児心拍の確認前に死産されるケースも考えられます。このケースの場合、「産科医療機関の医師が胎児心拍を確認した」という定義(条件)を満たしておらず、死産届により一概に妊婦給付認定の対象者とすることはできないと考えられます。胎児心拍を確認していない死産された方へ支給が可能となれば、制度自体を歪めかねないと思います。</p> <p>これらのことから、妊娠届出の未提出者が妊娠 12 週以降に死産(妊娠 12 週以降の人工妊娠中絶も含む)された場合、妊娠 12 週未満の流産のときと同様に証明書を提出の上、支給対象とすれば整合性が取れるかと思いますが、いかがでしょうか。もし、妊娠 12 週以降の死産・中絶の場合は死産届により一律に支給対象としてよいということであれば、その理由をご教示ください。</p>	<p>妊婦のための支援給付の支給対象者は妊婦であり、妊娠の事実が確認されれば支給対象となります。その判断として、医師による胎児心拍の確認を妊娠の定義としています。妊娠の届出がなく、産科医療機関で妊娠の確認をしないまま死産している場合については、医師による判断により心拍はあったものと推定され妊娠の事実があるものとして支給対象とする整理となります。</p>
77 78		<p>これまでの Q&A での回答では、令和 6 年度中に妊娠届を出している方は、妊婦給付認定の申請に必要な事項と同一の項目を届出しているため、妊娠届出したのちに「妊婦のための支援給付を受ける資格があることと、その認定を求めること」を電話での確認が可能である旨の回答があった。令和 7 年度に入って妊娠の届出をする場合においても同様に電話での確認でもよいくも捉えられるが可能でしょうか。</p> <p>また、市のホームページや広報にて、「4 月 1 日以降に提出される出産応援給付金申請書は、妊婦のための支援給付を受給する資格を有することと妊婦のための支援給付の受給を希望することに同意したうえで提出されたものとし、妊婦のための支援給付を支給させていただく」等を明示することをもって、個別の確認は行わなくても差し支えないか。</p>	<p>令和 7 年度に入り妊娠の届出をする場合は、「妊婦のための支援給付を受ける資格を有すること及び認定を求めることについての申告」のチェック欄を設ける方法を案内しており、仮にチェック漏れ等により意思確認が出来なかった場合には、追って電話で確認をすることは可能です。</p> <p>なお、ご質問のように市区町村の HP 等に申請や告知をしたものとみなす取扱いは、市町村の判断によるものではありませんが、国としては、個人の申請を本人の告知もなく一律にみなしてしまう運用は推奨されるべきものではないと考えます。</p>

90		<p>妊娠届(申告)では、胎児の心拍確認は必須とされていません。「初回受診日が胎児心拍を確認した日となる」とありますが、「仮に初回の受診で胎児心拍が確認されていない場合は、妊婦給付認定申請を行うことが出来ない」ともあります。胎児心拍の確認がされているかを、妊婦本人に確認する必要があるということでしょうか。(妊娠届出書のみでの確認では不可ということか)それとも、妊婦・医療機関へ確認することなく、妊娠届に医療機関が記載されていれば、その受診日が心拍確認日として良いか。</p>	<p>仮に妊娠届を受け付けた際に、胎児心拍が確認されていない場合には、「妊婦のための支援給付を受ける資格を有すること及び認定を求めることについての申告」のチェック欄にチェックをつけられない(仮にご本人がチェックされていても、妊婦のための支援給付を受ける資格を有することに該当しないため無効となる)ため、次回以降、胎児心拍が確認された際に、改めて電話等により本人から申告していただく必要があります。その際には、胎児心拍が確認されたときの受診日が妊娠の事実確認日となります。</p> <p>産科医療機関に対して、胎児心拍の確認が妊婦給付認定申請の条件であることを説明していますが、妊娠届出書の提出のみをもって、胎児心拍が確認できたとすることはできません。</p>
79		<p>流産日は本人の申告で認定することを基本とするが、令和6年度に妊娠した妊婦が令和7年度に流産の申告時は確認が必要と思われる。その際は申請書に医療機関への確認の同意欄を設けて同意があれば、市町村が医療機関へ確認してよいとの認識でよいか。また、流産の日について市町村で診断書等の提出を求めることは可能という認識でよいか。</p>	<p>令和7年度に流産した場合においても、妊娠の届出を受けているのであれば妊娠の経過等を本人から確認できるものと考えており、一律に医療機関からの診断書を申請者に求める運用は考えておりません。</p>
83 90		<p>妊婦給付認定申請及び胎児の数の届出の時効に関して、転出入の絡む場合について、妊婦支援給付金を一部しか受け取っていないとき、転入元市町村での認定は取り消され、転入先市町村にて妊婦給付認定申請をし、認定の上、支給することとなっています。これは、転入先市町村での妊婦給付認定申請は時効の期限内、つまり胎児心拍が確認された日から2年以内にする必要のあることから、例2のように胎児の数の届出の時効が経過していない場合であっても、転出先では妊婦給付認定ができないために胎児の数の届出もできない場合があるということでしょうか。</p> <p>(例1)転出入がない場合 R7.4.1 胎児心拍確認 その後、妊婦給付認定申請を提出し妊婦給付認定を受ける →妊婦支援給付金1回目を受給 R7.10.1 出産予定日の8週間前の日 R9.4.1 胎児の数の届出を提出 →妊婦支援給付金2回目を受給</p> <p>(例2)転入がある場合 R7.4.1 胎児心拍確認 その後、妊婦給付認定申請を提出し妊婦給付認定を受ける →妊婦支援給付金1回目を受給 R7.10.1 出産予定日の8週間前の日 R9.4.1 「胎児の数の届出」をしないまま、転出(=転出元自治体の認定は取消) →胎児心拍確認日より2年を経過しているため、転出先で妊婦給付認定申請はできない。 つまり、胎児の数の届出による給付金(妊婦支援給付金2回目)の受給はできないと理解で間違いありませんか。 また、災害等の指定による子ども家庭庁からの申請期限の猶予についての通知される以外の場面で時効の延長はないという認識でよろしいかでしょうか。(申請予定者個々の事情には依る申請期限の延長はないということでしょうか。)</p>	<p>時効によって消滅するのは受給の権利であり認定申請の権利ではありません。認定の申請は胎児心拍確認日から2年間、胎児の数の届出は出産予定日の8週間前の日から2年受給の権利があり申請・届出が可能となります。よって、例のように転出した場合の転出先で、1回目の時効が成立していても、2回目の時効が成立する前に認定の申請及び胎児の数の届出を行えば、認定のうえ2回目の支給が可能です。なお、例2の見解については、令和9年9月30日までに転入先市町村で妊婦給付認定申請及び胎児の数の届出を行った場合には、2回目の支給が可能です。</p> <p>また、時効の延長は災害等によることにより国から申請期限の延長の通知がある以外には、法第73条の規定となります。</p>
52 84 90		<p>海外の医療機関からの診断書が提示された場合、その真正性をどのようにどの程度確認すべきか。また、確認できない場合、再度、日本の医療機関を受診した受診日を胎児心拍の確認日とすることは問題あるか。時効の起算点にも関わるかと思えます。</p>	<p>海外の医療機関の診断書が提出された場合、その真正性が確認できない場合は申請書の根拠資料として申請者への聞き取りや追加の確認資料を求めることも可能です。いずれにしても、胎児心拍の確認日は、医療機関を受診し、胎児心拍の確認できた日となります。</p>

<p>省令 通知</p>		<p>現在、給付申請受理後、対象者に「出産子育て応援交付金に対する決定通知書」を送付している。妊婦給付認定申請書(妊娠届出書)受理後、認定通知書を発送することになっているが、現行のとおり支給決定通知書をもって認定通知書兼支払い通知書に代えて差し支えないか。追加版 Q&A 省令2つ目の回答により、通知のあり方は各自治体において検討していただいて差し支えないとなっているため、(後から照会を受けた際に、通知をした旨を確実に示せることを前提)差し支えないと認識している。</p> <p>また、何らかの事情(流産、死産等をしたことを家族に「知られたくない等)の場合は、認定通知を住所地へ送付せず、手渡しや送付先変更などの対応は可能か。もしくは通知を送付しない判断は可能なのか。</p>	<p>通知のあり方については、各自治体でご判断いただいて差し支えありません</p>
<p>新規</p>		<p>令和6年度出産・子育て応援交付金の妊婦ための支援給付に係るシステム構築・改修費について、当該事業に係る契約日は、変更交付決定日以降でなければいけないか。</p>	<p>変更交付決定よりも前から各自治体でシステム構築・改修を開始していた場合も、当該事業に要した費用が国庫補助の対象となります。</p>